

令和 2 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....    | 30 |
- 

令和 2 年 9 月 1 1 日 (金曜日)

# 文教福祉委員会会議録

令和2年9月11日 金曜日

午前10時00分開議

午後 0時24分閉議（実時間131分）

委員 前川祥子君

委員 村上光則君

委員 百田隆君

※欠席委員 君

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第81号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））
1. 議案第87号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））
1. 議案第88号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号）
1. 議案第86号・専決処分の報告及びその承認について（八代市介護保険条例の一部を改正する条例）
1. 議案第92号・訴訟上の和解について
1. 議案第84号・専決処分の報告及びその承認について（八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条例の制定について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

## ○本日の会議に出席した者

委員長 西濱和博君  
副委員長 村山俊臣君  
委員 亀田英雄君  
委員 古嶋津義君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 宮田 径 君  
教育部次長 和久田 敬 史 君  
教育政策課長 松 川 由 美 君  
学校教育課長 高 嶋 宏 幸 君  
健康福祉部長兼福祉事務所長 小 林 眞 二 君  
健康福祉部次長兼福祉事務所次長 白 川 健 次 君  
理事兼こども未来課長 田 中 かおり 君  
長寿支援課長 山 内 真奈美 君  
理事兼健康福祉政策課長 野 田 章 浩 君  
健康福祉政策課長補佐 相 澤 誠 君  
障がい者支援課長 高 崎 博 文 君  
総務企画部  
危機管理課主幹兼危機管理係長 岡 山 恭 久 君  
部局外  
水道局理事兼局長 松 田 仁 人 君

## ○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（西濱和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（西濱和博君）では最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（宮田 径君）おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号、第9款・教育費につきまして、和久田教育部次長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○教育部次長（和久田敬史君）おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、教育部所管分につきまして、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君）どうぞ。

○教育部次長（和久田敬史君）それでは、予算書の8ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に5740万円を追加し、補正後の額を59億544万7000円といたしております。

なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は5696万円で、その他の額44万円は、経済文化交流部が所管するものです。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。16ページをお願いいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策事業

の学校施設等感染防止対策の経費として、需用費や備品購入費などに2950万円を計上いたしております。これは、各学校長の判断で学習保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するため、消耗品や備品購入費などの経費を補正するものでございます。なお、特定財源といたしまして、2分の1を学校保健特別対策事業費補助金、残りは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

続きまして、17ページをお願いします。

款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の経費として需用費や備品購入費などに18000万円を計上いたしております。これは、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策の中学校分でございます。特定財源といたしまして、2分の1を学校保健特別対策事業費補助金、残りは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

次に、その下、款9・教育費、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の経費として需用費や備品購入費などに400万円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の特別支援学校分でございます。特定財源といたしまして、2分の1を学校保健特別対策事業費補助金、残りは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

次に、款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の経費として需用費や備品購入費などに300万円を計上いたしております。これは、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやオゾン除菌脱臭機などの経費を計上したものでございます。特定財源といたしまして、全額、熊本県私立幼稚園等

緊急環境整備費補助金を予定いたしております。

次の18ページをお願いします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目4・図書館費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の経費として、備品購入費に150万円を計上いたしております。これは、図書館利用者及びスタッフの感染症予防対策として、せんちょう分館とかがみ分館に図書消毒器ブックシャワーを設置するための経費を計上したものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく、目5・博物館費で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、備品購入費として96万円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、エントランス入り口を定期的に開放するなど、換気を増やしたことにより、雨天時の湿度調整が対応できなくなったため、追加の除湿器を設置するための経費を計上したものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

以上が、議案第76号・教育部の9月補正予算・第9号の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○委員長（西濱和博君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（亀田英雄君）** お疲れさまです。

新型コロナウイルス感染症対策事業5150万の部分で、今回校長の判断ということが、ちょっと目を引いたんですが、こうされたことの意味をお知らせください。

**○教育政策課長（松川由美君）** 教育政策課でございます。

各学校長判断でと、今回なっておりますこと

についての意義ということでございますが、まずもって、こちらにつきましては、補助事業となっておりますけれども、国のほうから、その旨の通知が、学校長判断でというような意向で、まず通知が来たという背景がございます。

そういうふうにした場合、うちとしましてはですね、通常でありましたら、予算編成の際に備品関係とかにつきましては、学校に調査をしまして、実際優先順位をつけて予算確保というふうに努めているところなんですけれども、通常予算額関係につきましては、制限といいますか、ある程度枠というところがありますので、満足に各学校におあげできるというような状況にもないということで、今回、特に感染症対策ということで、各学校に100万円から400万円、学校規模によってそれぞれ金額違うんですけれども、補助金も使って予算づけをできるということになりましたので、執行部としましても、それについてはありがたいなと思っているところでございます。

以上です。

**○委員（亀田英雄君）** 何となく意味は分かっていますが、何となく、今までなかごたるもんですけん、校長先生も戸惑わすとじゃなか……。現場の何かこう不安の声はなかつかなと思うんですけど、その辺な、用心して進められていただければと思います。

今、話の中にあつたつですが、各校で、何か金額の違いますよね。1校当たり上限額を国が、学校及び規模によつてと。ちゅうことは、今言いなつた100万から400万の違いのあるという話、大幅……大分違いますよ、そりゃ100万から400万で。小規模校は1人当たりの補助金額が違うちゅう話なんですか。それは何かこう、いかんでしょね。

**○教育部次長（和久田敬史君）** 文科省からの補助金の交付要綱がございまして、児童生徒の数1人から300人まで、それから300人か

ら500人まで、500人以上と、これで補助金の金額が変わってきております。

あと、特別支援学校につきましては、通常の補助金額の倍額といいますか、ということで、400万円だったかな。特別支援学校のみですね、通常の学校よりも、さらに感染症のリスクが高いということで、そういう徹底するということで400万円、最初からついているというような形でございます。

○委員（亀田英雄君） 和久田次長、せっかく300人、500人って言われたんだけど、その金額も教えてもらえればと思います。

○教育部次長（和久田敬史君） 300人までが100万円です、1校当たり。300人から500人が150万円。501人以上が200万円というふうな形になっております。

○委員（亀田英雄君） 最後にします。1校当たり、これだけ差がつけられる、何か意味のあつとですかね。何か小規模校が、かえって負担が大きいのかというとは、何かこう、不公平って思うんですけど。何かその辺については、何か見解のあつとですか、国のほうで。すみません、なかればなかで結構ですけど。

○教育部次長（和久田敬史君） それぞれ学校にどれくらいのものが必要なのかと、教育委員会から各学校に要望を出していただいたときに、やっぱり消毒液ですとか、マスクですとか、そういった数は、やっぱり大規模の学校になりますと、数が多いでございますので、それくらい必要な量が多くなっていくというのはあるかのなかと。それと、敷地、それから、教室の数も多いでございますので、サーキュレーターですとか、あと空気清浄機とか、そんな数も多く設置しないとイケないと、その分で金額の差が出てくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

それから、説明員席の職員さんは、着座のままの説明で結構です。立つとマイクから少し離れますので、よろしくをお願いします。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

質疑、ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 今度は校長判断ということですので、校長先生たちが戸惑わんように、そして、何かこう、やっぱりいろんな事務手続で不都合が、もしかしたら出てくるかもしれんけんですたい、その辺のことも用心して、配慮していただければ、後からいろいろなかごてですね、お願いできればというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 本市でも、小学校が2校、中学校が1校、新型コロナウイルスに感染者が出たということで、だいぶ危惧したところでありますが、1校目につきましては、全校児童がPCR検査を受けたということでありますが、2校目の小学校につきましては、クラスだけということであります。この辺の判断は、多分保健所がされるのかなと。ただ保護者の中にはですね、大変心配をされておりますので、その辺のところをしっかりと実情を捉えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） 意見でよろしいでしょうか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかにございません

か。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、  
以上で質疑を終了します。

第9款・教育費について終了いたします。

執行部入替えのため小会します。(「ありが  
とうございました」と呼ぶ者あり)

(午前10時14分 小会)

(午前10時16分 本会)

○委員長(西濱和博君) それでは、本会に戻  
します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛  
生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

おはようございます。(「おはようございま  
す」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第76号・令和2年度八代市  
一般会計補正予算・第9号、第3款・民生費及  
び第4款・衛生費につきまして、白川健康福祉  
部次長が説明いたしますので、御審議のほど、  
よろしく願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(白川健次  
君) 皆様、改めましておはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康  
福祉部の白川でございます。本日はよろしくお  
願いします。座って説明させていただきます。

それでは、別冊となっております、議案第7  
6号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・  
第9号をお願いいたします。文教福祉委員会付  
託分について御説明いたします。3ページを御  
覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございま  
すが、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補  
正額2643万8000円を追加し、補正後の  
予算額は115億1238万1000円に、項  
2・児童福祉費で5450万円を追加し、補正  
後の予算額は101億9772万4000円

に、また、項4・災害救助費で149万700  
0円を追加し、補正後の予算額は3億6777  
万2000円とし、民生費の総額は、3つ上  
になりますが、252億8694万円としており  
ます。

なお、款4・衛生費、項1・保健衛生費で  
は、補正額がゼロ円となっております。これ  
は、後ほど御説明いたしますが、増額補正と  
同額を減額補正することによるものでござい  
ます。

続きまして、13ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。上  
段の表になりますが、まず、款3・民生費、項  
1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費に26  
43万8000円を計上いたしております。そ  
の内訳ですが、まず、節18・負担金補助及び  
交付金に2549万5000円を計上いたして  
おります。そのうち、説明欄1つ目の地域介  
護・福祉空間整備等交付金事業2172万30  
00円は、民間事業者が実施する高齢者施設  
の大規模修繕等に対し支援を行うことで、施設利  
用者の安全・安心を確保するものです。今回は、床・天井の張り替えや照明器具などの改修  
工事を予定されている、社会福祉法人権現福祉  
会の小規模多機能こうだホームと、個室床のフ  
ローリング張り替えや、廊下引き戸の取替えな  
どの改修工事を予定されている、同法人のグ  
ループホーム清陽すえひろ、また、室外デッキ床  
替えや物干し室アルミ製ガラス張り工事等を予  
定されている、特定非営利活動法人八竜会のグ  
ループホームまどか、中庭テラス老朽化改修工  
事、避難用スロープ設置工事等を予定されてい  
る、同法人のグループホームまどかⅡの4つの  
事業所に補助を行うものです。なお、特定財源  
として、国庫支出金10分の10がございま  
す。

また、説明欄の2つ目の小規模法人のネット  
ワーク化による協働推進等事業377万200

0円は、43法人52事業所で構成される八代圏域住宅型有料老人ホーム連絡協議会が運営主体となり、障害者またはシニア世代の就業、介護人材の確保・定着といった地域課題に対して実施する地域貢献事業等に要する経費を補助するものでございます。具体的には、同協議会が、同一事業所を実施する事業所間で連携を図りながら、障害者・シニア世代の就業を目的とした合同説明会や有料老人ホームに勤務する無資格または初任者研修の資格を取得している職員を対象としたスキルアップ研修会の実施などに取り組むものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金10分の10がございません。

また、節27・繰出金94万3000円は、平成25年12月に提訴しておりました介護給付費返還等請求事件の控訴審において、相手方である医療法人社団本田会から、不正請求の実額である677万8980円の和解金を本市に支払うという和解案の提示があっており、同様に係争中である5つの市町と共に、和解するに当たって、和解後の本市弁護士への成功報酬を支払う経費について、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。なお、特定財源はございません。

次に、下段の表の項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、補正額1900万円を計上いたしております。これは、国の2次補正を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策事業において、こどもプラザと放課後児童クラブの経費を補正するものでございます。

支出の内容は、こどもプラザにおける感染防止のためのマスクや消毒液等の消耗品や備品の購入に要する経費と、放課後児童クラブが感染防止のため、消耗品や備品を購入する費用に対する補助金でございます。

対象は、こどもプラザが、マックスバリュ八代店にあります、こどもプラザすくすくと、イ

オン八代店にあります、こどもプラザわくわくで、放課後児童クラブは、市内の36クラブとしており、いずれも1施設当たりの上限は50万円となっております。なお、特定財源として、国庫支出金10分の10がでございます。

次に、目3・保育所費で、補正額3550万円を計上いたしております。これは、国の2次補正を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策事業において、保育所等の経費を補正するものでございます。

支出の内容は、私立の保育所と子育て支援センターが、感染防止のためマスクや消毒液等の消耗品や備品を購入する費用に対する補助金と、公立の保育園と子育て支援センターにおける感染防止のための消耗品、備品の購入に要する経費でございます。

対象は、私立と公立の保育所、子育て支援センターを合わせて71施設で、1施設当たりの上限は50万円となっております。なお、特定財源として、国庫支出金10分の10がでございます。

14ページを御覧ください。

上段の表の項4・災害救助費、目1・災害救助費で149万7000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨に伴い、避難所や支援物資の仮置場、仮設風呂の設置場所として利用いたしました桜十字ホールやつしろの施設使用料について補正するものでございます。特定財源として、県支出金10分の10がでございます。

中段の表の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、補正額はゼロ円を計上しております。これは、説明欄の2つ目、新型コロナウイルス感染症対策事業（歯科保健）におきまして、2歳児歯科健診が、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初予定をしていた集団健診での実施が困難となったことから、健診対象者に対して歯科健診、フッ化物歯

面塗布の無料受診券を配付し、歯科医療機関における個別受診に実施方法を変更するために要する経費を補正するものです。補正額169万5000円は、対象者を865人と見込み、無料受診券の郵送料7万3000円、委託料として162万2000円を計上いたしております。

なお、説明欄の1つ目の歯科保健推進事業に当初予算で計上しておりました集団健診を行う場合の報償費及び中止になりました歯の祭典の実施経費を同額減額いたしております。特定財源として、国庫支出金10分の10がございます。

これで、令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） すみません、避難所運営事業（豪雨災害）について、ちょっとお伺いをいたします。

桜十字ホールやつしろの施設使用料の経費について補正するものということで書いてあるんですが、その理由についてですね、もう少し詳しくお話しをいただきたいのと、施設使用料149万7000円、その積算根拠といいますか、その数字の内訳などについて、もう少し詳しくお知らせください。

○危機管理課主幹兼危機管理係長（岡山恭久君） 御質問についてお答えいたします。

桜十字ホールについてはですね、坂本からの避難者なんですけれども、トヨオカ地建アリーナのですね、収容人員が迫ってまいりましたので、その準備としてですね、次の避難所として開設する準備を進めておりました。

また、積算根拠ですけれども、桜十字ホールの全館を7月8日から7月23日までの合計149万7000円を計上しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 1日当たり幾らになるとですかね。1日当たり幾らという計算の約150万になったんですか。

○危機管理課主幹兼危機管理係長（岡山恭久君） 1日当たりですね、11万4210円になります。

○委員（亀田英雄君） すみません、なぜお聞きしたかという、ちょっと外るつとえば、外るっかもしれんとですけど、一灯苑が、図らずも避難所になったですよね。そこで住民の相談窓口も開いてもらうたっですが、そこは避難所になっていないということで、だけど、避難物資はいっぱい届いて、電気も使ったり、コピー機も使ったり、いろいろ場所も占用したんですが、その辺りについて、何もなかった、避難所に指定してもらうように話をしたんですよ。だけど、その辺りの手当がなかもんですけん、その辺りの考え、地震のときも、後でN a k a g a w a アリーナとかあったような気もすっですが、避難所はここだけじゃなかったと思うんですけど、ほかにあった場合、どのようにされるのか、その辺のことを考えられなかったのか、ちょっと伺ってようございますか。

○委員長（西濱和博君） 関連事項になるかと思いますが、答弁、よろしいですか。（委員亀田英雄君「答えられる範囲でようございませぬ」と呼ぶ）

○危機管理課主幹兼危機管理係長（岡山恭久君） 一灯苑のことについてはですね、施設の理事長のところにはですね、訪問いたしまして、その使用についてはですね、使用料について協議をさせていただきまして、それについて、今回予算を計上したのは、また別の予算になります。

（委員亀田英雄君「別の予算ですね。分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。質疑、ほかにございませんか。



○委員（前川祥子君） 今回のこのこどもプラザ、もしくは保育所あたりにですね、マスクとか消毒液などの配付というための経費で、補助金という形で出ておりますけども、4歳児以下とか、もしくは未満児のマスク着用というものは、必要性がないというか、そういう話が新聞等にも出ておりましたけども、そういった意味では、そういった小さな子供たちに対してのマスクの着用は、どんなふうになっているんでしょうか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こども未来課、田中です。

マスクの着用につきましては、各園の判断です、現在行っておりますが、市のほうからも、3歳未満児等のマスクの着用についての危険性とか、そういったものはお知らせしております。あとは園のほうでの判断となっております。

以上です。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

でしたら、このマスクとか消毒液は、マスクに関しては、子供たちも、4歳以上の子供たちとか、先生はもちろんでしょうけど、のために備品として置いて、使っているような形にされているのかということと、あと、消毒液も、子供たちが頻繁に使うような状況であるのかとかです、そういうところもちよっとお伺いしたいんですけど。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 先ほど、マスクの使用の件ですけれども、マスクの使用につきまして、やはりこれも各園です、保育士用、または園児用というところで、50万円の範囲内で購入をされて、使用をされております。

消毒液につきまして、使用頻度というのは、すみません、こちらのほうでは把握はしていませんが、必要な分につきましては、今回の補助金の範囲内です、用意をされることにな

っております。

以上です。

○委員（前川祥子君） であれば、今回補助金、来てますけども、足りないとか、はっきり言って補助金的なものが、もう少しないかなとかです、そういった形の話はないでしょうか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 現在のところ、足りないというような声はございませんが、今後ですね、コロナウイルスも終息をしておりますので、今後の状況等を見ながらですね、皆さん、感染予防をされていかれると考えております。そういった声については、こちらのほうでも適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員（前川祥子君） じゃあ、もう一つ、補助金に関してはですね、自由に使っていいと、マスク等とか衛生面に関してですね。そういった形で出されるんでしょうか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） はい、そうでございます。（委員前川祥子君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。質疑、ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はございませんでしょうか。

○委員（前川祥子君） 詳しく課長のほうからお伺いできましたが、今後はですね、こういったマスク等とか衛生面に関しては、それぞれの園で使う頻度が違って来るかもしれないと思うんです。今のところ、補助金とか、そういう予算に関しては充足しているというふうには伺いましたが、そういった面で、それぞれの園にですね、今後も足りているかとか、そういう

ところをですね、ぜひ調査しながら行っていただきたいと思います。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時36分 小会）

（午前10時36分 本会）

◎議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（西濱和博君） 本会戻します。

次に、議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、山内長寿支援課長から説明をいたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○長寿支援課長（山内真奈美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の山内でございます。よろしくお願いたします。それでは、座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） では初めに、議案の説明の前に、今回の補正予算に係ります介護給付費返還等控訴事件につきまして、

これまでの経緯等を説明させていただきます。

右肩に、議案第77・92号、文教福祉委員会資料、長寿支援課とございます関係資料をお手元に準備いただけませんか。

それでは、本件の経緯について説明させていただきます。

初めに、訴訟は、事件名にございますように、介護給付費返還等請求事件でございます。宇城市松橋町にあります医療法人社団本田会を相手とし、提訴を行っておりますものでございます。なお、八代市のほか宇城市、上天草市、宇土市、熊本市、氷川町も同様に提訴を行っております。

次に、3の事件の概要でございます。医療法人社団本田会、——以降、本田会と呼ばせていただきますが、その本田会が運営しておりました介護老人保健施設及び短期入所療養介護事業所におきまして、平成16年の12月から平成19年2月までの間、許可を受けた入所定員を超える入所者及び利用者を起居させ、その入居者らの存在を利用して架空の入退所の扱いを行い、介護報酬を不正に請求していたものとなっております。そのため、平成25年12月に本田会の介護報酬不正請求に係る介護給付費の返還及び加算金の支払いを求めまして、本市が熊本地方裁判所へ提訴を行っているものです。

次に、4、訴訟の経緯でございますが、平成25年の12月24日に、八代市が熊本地方裁判所へ訴状を提出し、第1審が始まりました。なお、同じ日に宇城市、上天草市、宇土市、熊本市、氷川町の5市町も提訴されております。

その後、平成29年の7月の18日に、本田会より和解の上申書が提出されましたが、その内容が、支払いの能力を理由に、八代市を含みます6市町に対し総額9000万円を支払うという和解案でございましたので、八代市を含めまして、原告の6市町とも和解には至っておりません。

その後、令和元年9月11日に第1審の判決が出され、その内容は、本田会は八代市に対し、不正請求額677万8980円と、その加算金271万1592円の合計949万572円と、それに対する平成23年11月1日から支払い済みまで、年5分の割合による金員、俗に言う遅延損害金となります、こちらを支払うことという本市の訴えが全面的に認められました内容となっておりまして、全面勝訴となりました。

しかし、令和元年の9月26日に、本田会より福岡高等裁判所に控訴状が提出され、第2審で再度争うこととなり、現在も係争中となっております。

しかし、今年に入りまして、6月の16日に、本田会より和解の上申書が提出され、7月20日には福岡高等裁判所より正式に和解条項案の提示がなされております。

今回、本田会より出されました和解の内容は、本田会は、八代市に対して和解金として677万8980円の支払い義務があることを認める。和解金は令和2年12月14日に支払うというものでございました。

この和解案の提示を受けまして、市といたしましても、不正請求事案が発生しました平成16年より15年以上が経過していることや、本田会側の支払い能力なども勘案しまして、この和解に向けて進めてまいりたいと考えております。なお、八代市以外の5市町におきましても、本田会から同内容の和解案が提示されておりまして、5市町とも和解で進める意向であるとお聞きしております。なお、訴訟上の和解につきましても、議会議決を要する案件でございますので、この後、議案の第92号にて、再度お諮りさせていただくこととなります。

それでは予算案件、議案第77号の説明をさせていただきます。

別冊となっております、議案第77号・令和

2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を使って御説明いたします。

それでは、初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ94万3000円を追加し、補正後の予算額を144億7264万6000円といたしております。

それでは、内容につきまして、5ページをお願いいたします。

まず、下段の3、歳出について御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で94万3000円を追加し、補正後の額を2億2628万2000円といたしております。これは、先ほど説明させていただきましたように、介護給付費返還等請求訴訟で和解後におきまして、提訴時から和解までの訴訟に係る経費として、弁護士に支払う委託料を計上させていただいております。顧問弁護士への委託料94万3000円となります。

続きまして、同じく5ページの上段、歳入を御覧ください。

今回の補正の財源は、一般会計繰入金となりまして、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、歳出と同額の94万3000円を計上いたしております。

以上で、議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 確認の意味でお尋ねすつとですが、94万3000円は弁護士費用ということですね。

さっきの別添の資料についてなんです、本

来ならば949万、加算金も含めてですが、頂くとということになったのですが、不正請求額だけで和解したということで理解してようございますかね。確認のため、ちょっとお尋ねします。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 今委員がおっしゃったようにですね、今回補正させていただくのは弁護士費用ということで、94万3000円を補正させていただくと、和解に関しましては、おっしゃったように、不正請求額を和解金として、こちらのほうに納入いただくということで和解したいと考えております。（委員 亀田英雄君「弁護士費用ちゆうことですね、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第77号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時46分 小会）

（午前10時47分 本会）

◎議案第81号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林真二君）

それでは、議案第81号・専決処分の報告及びその承認につきまして、令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、第3款・民生費、第4款・衛生費について、白川健康福祉部次長より説明いたします。御承認のほど、よろしくお願いたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

議案第81号・専決処分の報告及びその承認について、議案書の9ページからの令和2年度八代市一般会計補正予算書・第7号をお願いたします。

これは、6月定例会後の令和2年7月豪雨災害に伴い、緊急に対応が必要となった災害復旧事業及び被災者支援等に係る経費について、令和2年7月20日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、文教福祉委員会付託分について、御説明をいたします。まず、13ページをお願いたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で3000万円を追加し、補正後の予算額は112億352万7000円に、項2・児童福祉費で360万円を追加し、補正後の予算額は101億1053万5000円に、項4・災害救助費で4585万4000円を追加し、補正後の予算額は4718万5000円とし、民生費の総額は、3つ上になりますが、245億7031万

円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額200万円を追加し、補正後の予算額は18億9646万4000円とし、衛生費の総額は、一つ上になりますが、45億4688万6000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。22ページをお願いいたします。

上段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉費、目3・社会福祉対策費で、補正額3000万円を計上いたしております。その内訳ですが、まず、節18・負担金補助及び交付金に2000万円を計上いたしております。これは、説明欄の1つ目、八代市災害ボランティアセンター運営事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨で被害を受けた被災者を支援するため、災害ボランティアセンターを設置、運営する八代市社会福祉協議会に対し、活動経費の一部を補助するものでございます。なお、特定財源として、財政調整基金繰入金がございます。また、節19・扶助費に計上いたしております1000万円は、説明欄の2つ目、災害見舞金等支給事業（豪雨災害）において、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により亡くなられた方に対し、災害弔慰金を支給するものでございます。なお、特定財源として、県支出金4分の3と、財政調整基金繰入金がございます。

中段の表を御覧ください。

項2・児童福祉費、目3・保育所費で、補正額360万円を計上いたしております。これは、被災保育園支援事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨により、園舎が被害を受けた川岳保育園とわかあゆ保育園が、子供たちにとって安全な保育を行うため、必要な費用を補正したものでございます。

川岳保育園につきましては、床上浸水被害に

より園舎が使用できなくなったため、現在、旧鏡西部小学校で保育を行っておられます。そのため、保育室として使用される多目的教室ホールと、1年生教室、2年生教室の3部屋にエアコンを設置したものでございます。

また、わかあゆ保育園につきましても、同様に床上浸水被害により園舎が使用できなくなったため、現在、宮地さくら保育園の使用していない保育室等を御使用し、保育を行っておられます。そのため、使用される部屋のうちエアコンのない1部屋にエアコンを設置したものでございます。なお、特定財源として、財政調整基金繰入金がございます。

下段の表を御覧ください。

項4・災害救助費、目1・災害救助費で、補正額4585万4000円を計上いたしております。その内訳ですが、まず、説明欄の1つ目に、学用品給与事業（豪雨災害）として126万2000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨により住家が被災し、学用品が使用できなくなった児童生徒に対し、教科書・文房具・通学用品等を現物給与するための経費を補正したものでございます。

対象となる児童生徒の内訳は、小学校が八竜小・日奈久小・二見小・千丁小の4校53人、中学校が坂本中・二見中の2校23人、八代支援学校が2人となっております。なお、特定財源として、県支出金10分の10がございます。

次に、説明欄の2つ目、避難所運営事業（豪雨災害）として3859万2000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨に伴う避難所開設、運営に要する経費と、避難者の衣類や日用品などの消耗品や弁当などの食料、物資拠点から避難所まで物資を輸送するためのレンタカーや、避難者を避難所へ移送するための大型バスの借り上げなどに要する経費を補正したものでございます。なお、特定財源と

して、県支出金と財政調整基金繰入金がござい  
ます。

また、説明欄の3つ目に、飲料水供給事業  
(豪雨災害)として600万円を計上いたして  
おります。これは、災害救助法に基づく応急給  
水に係る経費を補正したものでございまして、  
県への派遣要請を通して給水車の提供など、給  
水支援を行っていただいた自治体に対して、実  
費相当分を本市で負担するものでございます。  
なお、特定財源として、県支出金10分の10  
がございまして。

次に、23ページを御覧ください。

中段の表の、款4・衛生費、項1・保健衛生  
費、目1・保健衛生総務費で、補正額200万  
円を計上いたしております。これは、令和2年  
7月豪雨により、坂本町の区域と泉町の区域に  
ある簡易水道施設に被害があったことから、そ  
の復旧に必要な経費の一部について、簡易水道  
事業企業会計へ繰り出すものでございます。な  
お、特定財源として、財政調整基金繰入金がご  
ざいまして。

以上で、議案第81号・専決処分の報告及び  
その承認についての説明とさせていただきます。  
御承認のほど、どうぞよろしく願いいた  
します。

○委員長(西濱和博君) それでは、以上の部  
分について質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

○委員(前川祥子君) ボランティアセンター  
の運営費の補助金ですが、2000万というこ  
とで、これですね、議案説明のときにですね、  
たしか差し当たって6か月分というようなお話  
を聞いていまして、その後必要とあれば追加と  
いうことでした。大体何か月ぐらい、今後です  
ね、設置の予定になるのでしょうか。分かりま  
したらいいんです。

○健康福祉政策課長補佐(相澤 誠君) こん  
にちは。相澤でございます。よろしく願ひし

ます。

さしより6か月ということで、一応予算を立  
てております。大分落ち着いてきたのもありま  
すけれども、一応今月の18日をもってです  
ね、一応、今の食肉センターで、そこをボラン  
ティアセンターにしとりますけれども、ここを  
ですね、坂本の地元に入りまして、福祉センタ  
ーをですね、そこを、今度は拠点を移して、そ  
このところで、ボランティアさんにそこまで直  
接来ていただいて、ボランティアを行っていた  
だくということで、まだ、今のところは40件  
ぐらいい残っておりますので、その進捗具合に  
よるかと思っておりますけれども、それと、公費解体  
も入ってきますので、そこら辺で費用がです  
ね、欲しいということであれば、補正もお願い  
することになるかも分かりません。

以上でございます。

○委員長(西濱和博君) 前川委員、よろしい  
ですか。

○委員(前川祥子君) 今後の予定というこ  
ろで、そういうふうに、今説明がありました  
が、9月18日まで食肉センターでやられる  
と、その後は福祉センターのほうに移動され  
ると。そうしましたら、その後の予定というも  
のは、いつまでするかという、そういう予定は全  
然まだ入ってきてないんですね、情動的に  
は。

○健康福祉政策課長補佐(相澤 誠君) 今  
の予定としましては、残りのですね、ニーズをど  
れだけ早く、ボランティアさんの数にもよるん  
ですけれども、その日数次第、日数というか、  
ボランティアさんの数次第、それと、今後公費  
解体されることにもですね、入っていきますの  
で、その進捗具合によるかと思っております。いつ  
までという締切りを設けているわけではないとい  
うところですね、いつまでで終わりますとい  
うのは、今のところ、まだ決めていらないとい  
うところにはなりません。

○委員（前川祥子君） 豪雨災害のときのボランティア活動というか、そういうのが身近でなくて、分からなかったものですから、どの程度まで、被災地が落ち着くめどといいますか、そういったものをどの程度まで考えて、ボランティアセンター設置されるものなんでしょうか。

そういうのは社会福祉協議会との協議はないんですか、市としては。

○健康福祉政策課長補佐（相澤 誠君） 一応ニーズ調査ということで、どれだけニーズがあるかというのを把握をされております。また、入りながらもですね、さらにニーズがないかということで調査をされておられますので、現在のところ、そのニーズが40件ほど、まだ残っているということの状況でございます。それにプラス、また公費解体が入ってくるということで、今のところ40件ぐらいがめどかなということで考えておられます。

○委員（前川祥子君） ちょっと詳しくお伺いしたら時間がないかもしれないんですけど、40件という件数は分かりますが、その40件の方々のところが、どの程度まで進めば、ボランティアの方々を必要としないのかということまで、私、本人としては分からないところはあるんですが、今、40件とおっしゃったのがですね、ここでは、なかなか説明がし難いところもあるかと思いますが、そういう深いところは、また個別でお聞きするとしまして、この額の2000万というのが、一番は公費解体が一番大きい割合を占めるところではありますか。それは、また別に追加という形になるんでしょうか。

○健康福祉政策課長補佐（相澤 誠君） 2000万といいますのが、ボランティアセンター所長さんのほうで、一応予算を立てられました。今のところですね、2500万といったところ、総経費ですね、人件費から、いろんな賃借料、そういったのを含めまして、2500万

のところ、総予算を立てられまして、その中からですね、寄附金の収入であったり、そういったのを引きましてですね、足りない分につきまして、市のほうで2000万ということで、予算のほうを立てさせていただいたところがございます。総経費としては、2500万ぐらい、今かかるところで考えておられるということです。

○委員（前川祥子君） 中身が少しずつ見えてきました。必要経費であれば、これは、追加はもちろんやっていかなければならないというふうに考えます。これは決して反対するのではなく、賛成の方向で、ちょっと質問をさせていただいたということでもあります。

もし、今後500万という経費を、センターのほうで出されたのであれば、ぜひそれも予算内の中で考えていただければというふうに思います。これは意見もあります。

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。質疑、ほかにございませんか。

○委員（百田 隆君） 今度の災害で、坂本の久多良木辺り、見に行ったときにですね、熊本市からの給水車というのが、よく見かけておったんですね。今回600万の金が計上されておりますですね。この600万の内訳をもう一回説明していただけないか。

○水道局理事兼局長（松田仁人君） おはようございます。水道局、松田でございます。よろしく申し上げます。

今回、災害におきまして、3市からですね、応援給水に来ていただきました。荒尾市、山鹿市、これが2日ずつ来ていただきました。それから熊本市につきましては、7月7日から8月の2日まで、約26日間にわたって給水のほうをしていただきました。

ただ、給水の内訳につきましてはですね、支払い、当初1か月ほどを予定をして、600万という数字を出させていただきました。給水

車、それと人件費、それから、あと宿泊料とかですね、そういうのを含めてですね、支出をするようになります。

ただ、今回につきましては、熊本市につきましては、ちょっと日数的に多くて、金額も多くてですね、県を通じて応援要請をしたんですが、県から直接熊本市のほうに払われるというようなことになりましたので、今回この600万の支出につきましては、荒尾市と山鹿市にだけ支出をするということで、県と協議を行っているところでございます。

すみません、以上ですが、よろしいでしょうか。

**○委員長（西濱和博君）** 百田委員、よろしかったでしょうか。

**○委員（百田 隆君）** ただいまの内容についてですが、熊本地震以後ですね、やはりこういう状況が想定されるというようなことから、本市としても、この給水車の所有というか、整備はどのようになっているのかですね。あるのか、ないのか、その辺りをお聞きしたいんです。

**○水道局理事兼局長（松田仁人君）** 今回の災害を通じまして、たくさんの市に応援をさせていただきました。本市においてもですね、給水車等の使用については、本来欲しいという気持ちもあるところなんです、通常何もなければですね、通常の維持管理等もですね、大変経費がかかるような品物でございます、今後慎重に、そこにつきましてはですね、検討をしたいと思いますと思っております。

以上です。

**○委員長（西濱和博君）** よろしいですか。

**○委員（百田 隆君）** はい、分かりました。

**○委員長（西濱和博君）** ほかにございませんか。

**○委員（古嶋津義君）** 被災保育園の支援事業についてお尋ねをします。

今回、川岳保育園、そして、わかあゆ保育園、2園が災害被災をし、現在鏡西部小学校、旧の、それと、宮地さくら保育園の公共施設を活用されて、保育をされている状況だということですが、この中で、将来的には、また現地に戻って保育園をされるのかなという思いではありますが、お話を聞くと、園児が坂本からは2人しかおらんとか、いろんな話を聞きます。そういう中で、今回、現在使っていらっしゃる施設が、エアコンがないということで、それぞれエアコンを設置をしておりますが、そのエアコンの設置、災害が落ち着いて、また保育園、新たにまた建設をされるような状況ができましたら、そのエアコンは撤去されるのでしょうか。その辺のところをお伺いいたします。

**○理事兼子ども未来課長（田中かおり君）** お答えします。

今後、鏡西部小学校、あと宮地さくら保育園に設置したエアコンについての撤去するかどうかという御質問ですけれども、宮地さくら保育園につきましては、現在設置はしておりませんが、ランチルームとして活用しておりましたので、そのまま設置するという、撤去はしないということになっております。

それと、旧鏡西部小学校へのエアコンにつきましては、公立保育園をはじめとして、子育て支援施設において、今後活用したいと考えております。

以上です。

**○委員（古嶋津義君）** ということは、撤去されるのか、されないのかを、ちょっとお尋ねをしていますが、撤去されないということで理解していいですか。

**○理事兼子ども未来課長（田中かおり君）** 撤去をせずですね、活用するという御理解いただきたいと思います。

**○委員（古嶋津義君）** はい、分かりました。

**○委員長（西濱和博君）** よろしいでしょう



か。質疑、ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員(亀田英雄君) 今回のこの専決は、7月豪雨災害の予算ということで説明がありました。が、ほぼ坂本の被害のための予算であります。大変お世話になります。

説明会のときも、ちょっとお話をしたんですが、ここで見る風景と、坂本で見る風景は全然違います。少しでもですね、足を運んで見ていただいて、肌で実感していただいて、今後の対策にも取り組んでいただきたいと思いますし、最大ですね、御支援をお願いしたいというふうに思います。

災害ボランティアセンターの運営についても、ある方は2000万で足つとだろかというような話もありますし、NPOが運営している、慈善団体じゃなかつたでしょうけど、そのようなボランティアの団体も、きゅうきゅうとしてですね、運営している状況です。

一番汗水垂らしてしている団体がですね、何か運営に困っているという話も伺いますので、実態も把握しながら、一生懸命支援している人のこともですね、どうにかして助けてやりたいなということを思いますので、その辺の配慮もですね、お願いしたいというふうに思います。

とにかく、過疎の激しい町ですから、なるだけですね、人が減らないように、そこに住めるようにですね、努力をお願いしたいなあとというふうに思います。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長(西濱和博君) 意見の途中でですけど、執行部から発言の申出があつてます。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) す

みません、先ほど百田委員のほうから、撤去するののかというようなお尋ねがありまして、

(「古嶋さん」と呼ぶ者あり) すみません、失礼しました。古嶋委員のほうからですね、撤去しないのかという話をございまして、すみません、ちょっと言い間違ひまして、鏡西部小学校につきましては撤去して、今後の公立保育園等の施設への活用を考えております。(委員古嶋津義君「移動するちゅうこと」と呼ぶ) そうです、移設をするということです。すみません。

以上です。

○委員長(西濱和博君) 古嶋委員、よろしかったでしょうか。

それでは、戻しまして、意見、ほかにございませんでしょうか。

○委員(前川祥子君) 先ほどのボランティアセンターの運営の事業のことですが、先ほど亀田委員のほうからも申されましたが、被災地の住民の皆さん方の生活の再建ですね、そういうことにおいて、やっぱりボランティアの皆さん方の協力というのは、なくてはならない大きな支援だと思つております。これは、どんなに予算を出しても、それを使えるような環境がそろわないと、そういう生活の復旧はできないというふうに考えます。そういった意味では、行政においては、人力も必要かとは思いますが、足りない分というところは、やっぱりボランティアセンターの社会福祉協議会の皆さん方のお力が不可欠だと思つておりますので、ぜひですね、今後の災害においてもですね、社会福祉協議会の皆さん方とは、今後も密接に協力をして、予算を、国・県からも持ち出しができるのであれば、そういうところでも力を、ぜひ尽くしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つよろしいですか。先ほどの西部小学校のエアコンの撤去のところの問題ですが、これは、せつかくですね、設置されたのですから、西部小学校の教室も、今後いろん

な面で、放課後児童クラブあたりでも使用ができると思いますので、そういった面も考えるのであれば、もう少し時間をおいて、じっくり考えてから撤去するということもあるのではないかなというふうに思います。ぜひ、放課後児童クラブの協力団体が、今後出てくるのであれば、その点も踏まえて、そんなに拙速にする必要はないんじゃないかなというふうに思います。これは意見です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で第3款・民生費、及び第4款・衛生費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時16分 小会）

（午前11時18分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（宮田 径君） 再び教育部でございまして。よろしくお願いいたします。

議案第81号・専決処分の報告及びその承認につきまして、令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号の第9款・教育費につきまして、和久田次長のほうから御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（和久田敬史君） 議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、教育部所管分について、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○教育部次長（和久田敬史君） 17ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に100万円を追加し、補正後の額を58億4228万7000円

といたしております。

続きまして、歳出の具体的内容について御説明をいたします。26ページをお願いいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費で、小学校管理運営事業として使用料及び賃借料に100万円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により休業となっている八竜小、坂本中の児童生徒の学びの場として、7月13日から8月7日まで26日間分の桜十字ホールやつしろの会場使用料に要する経費を補正したものでございます。なお、特定財源といたしまして、全額、財政調整基金繰入金を充てております。

以上が、議案第81号・教育部の補正予算・第7号の内容でございまして。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議案第87号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予

算・第8号（関係分）

○委員長（西濱和博君） それでは、次に、議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（宮田 径君） それでは、続きまして、議案第87号・専決処分の報告及びその承認について、令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号の第9款・教育費につきまして、和久田次長のほうから説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○教育部次長（和久田敬史君） 議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号中、教育部所管分につきまして、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○教育部次長（和久田敬史君） 最初、71ページをお願ひいたします。

歳出の第9款・教育費に576万円を追加し、補正後の額を58億4804万7000円といたしております。

それでは、具体的内容について説明をいたします。82ページをお願ひいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費で、小学校管理運営事業に委託料として37万4000円を計上いたしております。これは、本市の小学校におきまして新型コロナウイルス感染者が確認されたため、学校施設の消毒に係る経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

次に、同じく目1・学校管理費で、豪雨災害に関する経費として使用料及び賃借料に259

万9000円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により通学路が寸断された八竜小学校について、日奈久小学校の空き教室を活用し、授業を再開するために必要となった空調設備のレンタルに関する経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、3分の2を公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、残りは財政調整基金繰入金を充てております。

次に、目2・教育振興費で、就学援助事業に扶助費として34万7000円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により家屋を被災した世帯及び休業、離職等により収入が著しく減少した世帯に対し、学用品の援助を行うための経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、全額、財政調整基金繰入金を充てております。

続きまして、款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費の中学校管理運営事業で、豪雨災害に関する経費として使用料及び賃借料に96万1000円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により通学路が寸断された坂本中学校について、日奈久中学校の空き教室を活用し、授業を再開するために必要となった空調設備のレンタルに関する経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、3分の2を公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、残りは財政調整基金繰入金を充てております。

次に、目2・教育振興費で、就学援助事業に扶助費として27万1000円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により家屋が被災した世帯及び休業、離職等により収入が著しく減少した世帯に対し、学用品費の援助を行うための経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、全額財政調整基金繰入金を充てております。

続きまして、83ページをお願ひいたします。

款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費で、就学援助事業に扶助費として120万8000円を計上いたしております。これは、7月豪雨災害により家屋を被災した世帯及び休業・離職等により収入が著しく減少した世帯に対し、給食費の援助を行うための経費を計上したものでございます。なお、特定財源として、全額、財政調整基金繰入金を充てております。

以上が、議案第87号・教育部の補正予算・第8号の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 災害によりですね、家屋をなくしたりした世帯、離職したり、収入が途絶えた世帯は、まだずっといろんな影響があるかと思っておりますので、その辺りも目配せをしながらですね、対応していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんでしょうか。

○委員（前川祥子君） すみません、質問だったんですが、意見ということでは言わせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策事業で、消毒業務委託というのがありますよね。これ、消毒を、多分学校の教員の皆さん方がしてらっしゃるのかなと。（「業者たい」と呼ぶ者あり）じゃないんですね。ああ、そうなんですね。そういう、何というんですかね、報道などでは、そういった話がよく聞かれるんですよね。八代市がどうなのかなあというところをお伺いしよ

うかなと思ってましたけど、違うということであれば、じゃあ、どこがされるかというのは、ちょっと質問駄目ですか。もう意見になってますか。

○委員長（西濱和博君） 質疑は終了しましたので、よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） で、あれば、今後ですね、消毒におきましては、今後も感染が拡大する可能性もありますので、ぜひ児童生徒が感染したところの学校は、消毒においても、子供たちはもちろんですけど、保護者の皆さん方も安心されるような、そういう状況で、感染防止対策を、ぜひ消毒の中でも取っていただきたいというふうに思います。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、以上で、第9款・教育費についてを終了いたします。

執行部入替えのため小会いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前11時29分 小会）

（午前11時32分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、第3款・民生費につきまして、白川健康福祉部次長より説明いたします。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） また、引き続きよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 議案第87号・専決処分報告及びその承認について、議案書の63ページからの令和

2年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

これは、先ほど説明いたしました7月20日付の専決予算後に、引き続き、今回の豪雨災害に伴う緊急の対応が必要となった災害復旧事業及び被災者支援等に係る経費について、令和2年8月7日に専決処分を行ったというものでございます。

それでは、文教福祉委員会付託分について御説明いたします。まず、67ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で2億8241万6000円を追加し、補正後の予算額は114億8594万3000円に、項2・児童福祉費で3268万9000円を追加し、補正後の予算額は101億4322万4000円に、項4・災害救助費で3億1909万円を追加し、補正後の予算額は3億6627万5000円とし、民生費の総額は、3つ上になりますが、252億450万5000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。79ページをお願いいたします。

上段の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、補正額12万1000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨において、坂本支所が被災したことにより、坂本健康福祉地域事務所の介護認定調査員用パソコンが使用不能となったことから、新たなリース契約に要する経費について、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。なお、特定財源として、財政調整基金繰入金がございます。

次に、目2・老人福祉対策費で、補正額179万6000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨において、坂本支所が被

災したことにより、坂本健康福祉地域事務所の公用車が使用不能となったことから、新たな公用車の購入に要する経費について補正するものでございます。特定財源として、地方債と財政調整基金繰入金がございます。なお、地方債は、その他公共・公用施設災害復旧債でございます。

次に、目3・社会福祉対策費で、補正額2億8049万9000円を計上いたしております。これは、災害見舞金等支給事業（豪雨災害）において、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、令和2年7月豪雨による死亡者等に対する災害弔慰金の支給額や関連死についての判定を行うための八代市災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費と、被災した世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うために必要な経費を補正したものでございます。あわせて、被災世帯に対する義援金品の配分基準を審議する八代市災害義援金品配分委員会の開催に要する経費を補正したものでございます。特定財源として、地方債と財政調整基金繰入金がございます。なお、地方債は社会福祉債でございます。

下段の表の項2・児童福祉費、目5・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で、補正額3268万9000円を計上いたしております。これは、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、熊本県が独自の支援を行うため、国のひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象世帯に対し、1世帯当たり2万円の生活支援給付金を支給するものでございます。支出の主なものについてでございますが、郵便料や給付金の振込手数料などの事務費と給付費でございます。なお、給付費は、支給対象世帯数を国のひとり親世帯臨時特別給付金と同数の1610世帯と見込んで計上いたしております。なお、特定財源

として、県支出金10分の10があります。

80ページをお願いいたします。

上段の表の項4・災害救助費、目1・災害救助費で、補正額3億1909万円を計上いたしております。その内訳ですが、まず、説明欄の1つ目に、避難所運営事業（豪雨災害）として1億565万9000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨により被災した避難者の衣類や日用品などの消耗品や弁当などの食料と、避難所の上下水道代や電気料などの光熱水費、清掃や警備の委託料、空調使用料などの避難所運営に要する経費を補正したものでございます。なお、特定財源として、県支出金10分の10があります。

次に、説明欄の2つ目に、福祉避難所運営事業（豪雨災害）として343万1000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨により被災した高齢者や障害者等の避難者のうち、一般の指定避難所での生活に何らかの特別な配慮を必要とする者と、その介助を行う家族を受け入れた福祉避難所の開設・運営に要する経費を補正したものでございます。福祉避難所への受入れを10人と見込んで計上いたしております。なお、特定財源として、県支出金10分の10があります。

また、説明欄の3つ目の住宅応急修理事業（豪雨災害）2億1000万円は、令和2年7月豪雨による災害のため、住家に被害を受けた世帯に対しまして、日常生活に必要不可欠な最小限の部分について、市が応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるようにするために要する経費を補正したものでございます。なお、特定財源として、県支出金10分の10があります。

以上で、議案第87号・専決処分の報告とその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 79ページの災害見舞金等支給事業についてなんですが、委員会を立ち上げて支給するような話だったんですが、何も持たん人たちがおらすとですたい。だけん、なるだけ早う支給して、少しでも支給してほしかっですが、いつ頃か、めどはつきましたか。めどがつけば、いつ頃に支給予定とかってあれば、報告いただければと思いますけど。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 障がい者支援課長の高崎でございます。よろしく申し上げます。

義援金につきましては、先日熊本県のほうから、9月下旬に第1次配分を行うということで連絡を受けました。その後に、八代市に寄せられております義援金については、配分委員会を開きまして、決定したいと思っております。

以上です。（委員亀田英雄君「いつ頃になっていくのか」と呼ぶ）県のほうが9月の下旬ということでしたので、それから申請・審査、その辺りが必要になりますので、見込みとしましては、10月の初めが一番早い時期かなと思っております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（百田 隆君） うちの坂本の方から電話があったんですが、罹災証明書発行等について、いろいろと内容を聞きに行くけれども、なかなか、行くたびに話が違って、意見の統一

が取れてないような感じがするというような話  
でした。その辺りがですね、職員の皆さん方  
は、一回整合性を取るような話合いとかしてい  
ただければというふうに思っておりますので、  
よろしくをお願いします。

○委員長（西濱和博君） 御意見ということ  
で。ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、  
これより採決をいたします。

議案第87号・令和2年度八代市一般会計補  
正予算・第8号中、当委員会関係分に係る専決  
処分の報告及びその承認については、承認する  
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本  
件は承認されました。

小会します。

（午前11時43分 小会）

（午前11時44分 本会）

◎議案第88号・専決処分の報告及びその承認  
について（令和2年度八代市介護保険特別会計  
補正予算・第1号）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第88号・令和2年度八代市介護  
保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分  
の報告及びその承認についてを議題とし、説明  
を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案第88号・専決処分の報告及  
びその承認につきまして、令和2年度八代市介  
護保険特別会計補正予算・第1号につつまし  
て、山内長寿支援課長が説明をいたします。御  
承認のほど、よろしくをお願いします。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課  
の山内でございます。よろしくお願いいいたしま  
す。それでは、座りましての説明をお許しくだ

さい。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、  
議案第88号の説明をさせていただきます。議  
案書89ページとなります。

議案第88号・専決処分の報告及びその承認  
についてでございます。専決処分した事件につ  
きましては、地方自治法の規定によりまして、  
議会に報告し、その承認を求める必要があるこ  
とから、提案するものとなっております。

次の90ページをお願いいたします。

8月7日付で専決いたしました専決第16  
号・専決処分書でございます。今回行いました  
専決処分は、令和2年度八代市介護保険特別会  
計補正予算・第1号でございます。

それでは、91ページからの令和2年度八代  
市介護保険特別会計補正予算・第1号を使って  
御説明させていただきます。初めに、予算書の  
93ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ12  
万1000円を追加いたしております。補正後  
の予算額を144億7170万3000円とい  
たしております。

それでは、内容につきまして、97ページを  
お願いいたします。

まず、下段の3、歳出について説明いたしま  
す。款1・総務費、項3・介護認定費、目2・  
認定調査費で12万1000円を追加し、補正  
後の額を1億3245万8000円といたして  
おります。これは、坂本支所に配置してありま  
した介護認定調査員用のパソコン2台が、7月  
豪雨災害により支所施設が浸水したことで使用  
不能となりましたことから、新たにリース契約  
を行うための経費として委託料12万1000  
円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、同じく97ページの上段、歳入  
を御覧ください。

今回の補正の財源は、一般会計繰入金となり

ます。款 8・繰入金、項 1・一般会計繰入金、目 1・一般会計繰入金で、歳出と同額の 12 万 1000 円を計上いたしております。

すみません、戻りまして、94 ページをお願いいたします。

今回はシステムリースの委託ということでございますので、第 2 表、債務負担行為の補正も行っております。介護認定支援システムリース経費（坂本支所分）といたしまして、令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額 46 万 8000 円の設定をさせていただいております。

最後になりますが、今回の補正につきましては、7 月豪雨災害により坂本支所が被災したことで、使用しておりました機械が使用不能となったことによりまして、その使用機器の再取得に係るもので、このたびの被災によりまして、介護認定の事務が遅延しないように、影響を最小限といたすため、専決処分をし、対応させていただいたものとなります。

以上で、議案第 88 号・令和 2 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号の専決処分の説明とさせていただきます。御承認のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第 88 号・令和 2 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

○議案第 86 号・専決処分の報告及びその承認について（八代市介護保険条例の一部を改正する条例）

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第 86 号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案 86 号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。八代市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、山内長寿支援課長から説明をいたします。御承認のほど、よろしく願いします。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課、山内でございます。引き続きよろしく願いいたします。座りましての説明をお許ください。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書 57 ページをお願いいたします。

議案第 86 号・専決処分の報告及び承認についてでございます。専決処分した事件につきましては、地方自治法に基づきまして、議会に報告して、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

次の 58 ページは、7 月 29 日付で専決いたしました専決第 14 号の専決処分書でございます。

今回行いました専決処分は、八代市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容の説明につきましては、お手元にお配りしております資料、右肩に、議案 86 号、文教福祉委員会資料、長寿支援課とございます、八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説



明させていただきます。お手元に御準備のほう  
お願いいたします。

それでは、資料最初に、1、改正理由及び専  
決理由でございます。今回の改正は、令和2年  
7月豪雨に対する災害救助法適用に伴い、豪雨  
災害で被災した方に対して特例減免を行うた  
め、減免の申請期限に特例を設けるよう、条例  
の一部改正を行ったものでございます。

また、この減免について、災害の発生時に遡  
り適用とし、被災された方々の負担軽減を速や  
かに行うため、専決処分を行ったものでござい  
ます。

次に、2、改正の概要でございますが、介護  
保険条例に基づきます減免の場合、表の右側に  
記載しておりますように、普通徴収の方は、減  
免申請を納期限の7日前までに提出する必要が  
ございます。また特別徴収の方の場合は、減免  
申請を、徴収対象の年金が支給されます2か月  
前の15日までに提出する必要がございます。

今回は、災害の発生に起因しておりますこと  
から、改正後の特例条件を適用することで、条  
例で規定しております申請期限が終わった後  
も、市長が別に定める日までを期限として、受  
け付けることを可能とするものでございます。

また、この市長が別に定める日につきましては  
は、条例の施行規則にて、令和3年3月31日  
までといたしております。

次に、3、施行日等ですが、令和2年7月2  
9日に施行し、令和2年7月4日に遡り適用と  
いたしております。

なお、今回の条例の改正では、減免の申請期  
限を定めておりますが、特例減免の対象と減免  
の内容など、具体的な内容につきましては、八  
代市介護保険条例施行規則を一部改正し、定め  
ております。

その内容につきましては、参考といたしまし  
て、説明資料の下のほうに掲載させていただい  
ております。

まず、減免の対象者は、今回の7月豪雨災害  
により被害を受けた第1号被保険者、すなわち  
65歳以上の方となります。

減免対象といたしましては、3つの要件がご  
ざいます。まず1つ目は、住家の被害の程度に  
応じた減免となります。全壊の場合は保険料の  
全額免除、大規模半壊・半壊の方は半額免除と  
なります。

次に、世帯の主な生計維持者の方の被害の程  
度に応じた減免で、主な生計維持者の方が死亡  
された場合、障害者となられた場合、重篤な傷  
病を負われた場合、行方不明の場合は、いずれ  
も保険料は全額免除となります。

3つ目は、世帯の主な生計維持者の方の減収  
による免除であり、生計維持者の方の収入の減  
少見込み額に応じた減免を行うという内容とな  
っております。

なお、介護保険料が減免となる期間ですが、  
令和2年7月分から令和3年3月分まで、9か  
月間の保険料を減免することとなります。

また、今回の減免に伴う保険料の減収につい  
ては、全額国費にて措置されることとなりま  
す。

以上で、議案第86号・八代市介護保険条例  
の一部を改正する条例の専決処分の報告とさせ  
ていただきます。御承認のほど、よろしく願  
いいたします。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について  
質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質  
疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見あり  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、  
これより採決いたします。

議案第86号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

#### ◎議案第92号・訴訟上の和解について

○委員長(西濱和博君) 次に、議案第92号・訴訟上の和解についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

それでは、議案第92号・訴訟上の和解について、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○長寿支援課長(山内真奈美君) 長寿支援課の山内です。引き続きよろしくお願ひいたします。座りましての説明をお許しくください。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○長寿支援課長(山内真奈美君) それでは、議案書125ページをお願いいたします。

議案第92号・訴訟上の和解についてでございます。本件に関しましては、先ほど議案の77号、補正予算審議の際に、これまでの経緯を説明させていただいております。説明が一部重複いたしますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、125ページ、訴訟上の和解について説明させていただきます。

1、事件名は、福岡高等裁判所令和元年(ネ)第720号介護給費返還等請求控訴事件でございます。

次に、当事者は、控訴人(被告)が、宇城市松橋町南豊崎585番地にあります、医療法人社団本田会、――以降、説明上では本田会で説明させていただきます。

被控訴人(原告)八代市、このほか宇城市、

上天草市、宇土市、熊本市、氷川町となっております。

次に、和解の内容は、(1)本田会は、八代市に対して和解金として677万8980円の支払い義務があることを認める。和解金は、令和2年12月14日に八代市が指定する口座に支払う。振込手数料は本田会が負担する。

(2)八代市は、和解内容以上の請求を放棄する。

(3)本田会及び八代市は、本田会と八代市の間に、本件に関し、この和解条項の定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は1審、2審を通じて、各自の負担とするとなっております。

次に、事件の概要です。事件の概要の1と2につきましては、議案第77号の説明時に説明させていただいておりますので、割愛させていただき、次のページ、126ページをお願いいたします。

事件の概要、3でございます。本件の訴訟につきましては、第1審で、本市が全面勝訴となりましたが、その後、令和元年9月26日に、本田会から控訴状が提出され、現在も第2審で係争中となっております。

第2審でも、口頭弁論等が数回行われておりましたが、令和2年6月16日に本田会から、先ほどの内容での和解案が提示されたものでございます。

今回の訴訟に関しましては、本田会からの和解案の提示を受け、市として、和解するを希望しております。

和解に当たりましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を経る必要があり、議案を提出するものでございます。

以上が説明となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長(西濱和博君) では、以上の部分に

ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) それでは、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、これより採決いたします。

議案第92号・訴訟上の和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会します。

(午後0時00分 小会)

(午後0時03分 本会)

◎議案第84号・専決処分の報告及びその承認について(八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、議案第84号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

それでは、議案第84号・専決処分の報告及びその承認について、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、野田健康福祉政策課長より説明をいたします。御承認のほど、よろしくをお願いします。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) 健康福祉政策課、野田でございます。よろしくお願いたします。では、座りまして、説明させていただきます。

それでは、議案第84号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて御説明いたします。

説明につきましては、お手元にお配りしております、右肩に、文教福祉委員会、議案第84号関係資料、健康福祉政策課とあります、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを基に御説明させていただきます。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、暴風・豪雨等の自然災害により亡くなられた市民の遺族に対する災害弔慰金の支給や被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け等を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としております。

このうち、災害援護資金の貸付けにつきましては、資料の下の参考にありますように、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主の方に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行うものになります。貸付け対象者は、八代市で被災した世帯のうち、世帯全員の前年の総所得が一定の金額以下かつ市税の滞納がない世帯で、貸付け限度額は、被害の程度に応じまして、1世帯当たり170万円から350万円となります。

まず、1、改正理由は、令和2年7月豪雨災害の発生に伴い、災害援護資金の貸付けを行うに当たり、より被災者にとって有利な制度となるよう改正を行うもので、被災者支援として、可能な限り早期に実施する必要があったことから、専決により条例改正を行わせていただいたものでございます。

次に、2番、改正内容につきましては、災害援護資金の貸付けに関して2点の改正を行うものになります。

1点目に、保証人について、現行の義務化を撤廃し、選択制に変更となります。

2点目に、利率につきまして、現行の年3%を、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%に改めるものです。

八代市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表では、下線部分が変更箇所になります。参考として御覧いただきたいと思います。

3番、施行日は公布の日としております。

以上で、議案第84号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の報告を終わります。御承認のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 専決で対応されとつとですけど、申込みのあったですか。どげんした状況ですか。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 現在申請が上がっているのが1件、相談があつておるのが1件という状況でございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

○委員（前川祥子君） この利率に関しては、他の災害を受けた市町村と比べたら、ほぼ一緒みたいな感じですか。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 利率につきましてはですね、人吉市が、保証人を義務化されてまして、利率が1.5%、水俣市も同じく保証人は義務化されておりまして、利率が1.5%、芦北町も同じ状況です。保証人が義務化されておりまして、1.5%という状況になっております。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、八代市は、保証人って、現行義務化を撤廃、それから、保証人立てる場合も無利子ということで、かなり有利な利率というか、対応になっているというふうに考えていいんですかね。まあ、よそと比べた場合ですけどね。それでよろしいですか、そういうふうなことで。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） それでいいかと思います。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員長（西濱和博君） 質疑、ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 困った人がたくさんいます。せっかくこういう、他の自治体よりですね、何かこう、有利な話ですので、もう少しです、広報なんかも、またしっかりされて取り組まれていただいたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第84号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午後0時09分 小会）

（午後0時10分 本会）

◎議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条例の制定について

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（宮田 径君） それでは、議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条

例の制定につきまして、学校教育課の高嶋課長のほうより説明いたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 失礼します。学校教育課、高嶋です。

議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条例の制定について、御説明申し上げます。着座にて御説明したいと思います。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） まず、議案の内容について御説明をする前に、八代市立幼稚園の現状等について、お手元にお配りいたしております資料を基に御説明申し上げます。

御存じのとおり、八代市立幼稚園は、これまで長い歴史の中で、幼稚園教育要領に基づき専門性の向上に努め、遊びを中心とした総合教育を実施してきました。また、小学校と円滑に接続し、教育の連続性、一貫性を確保した子供に対する体系的な教育を推進してまいりました。

そのような八代市立幼稚園ですが、グラフからも分かりますように、平成28年度からは園児数が減少し、令和元年度10月から実施されました幼児教育・保育無償化などの影響もあり、本年度9月1日現在では、6園の総園児数は142名となっております。

2の（2）の表を御覧ください。八代市立幼稚園を利用する割合も、平成28年度は、八代市全体の該当年齢児、3歳から5歳が3199人おりましたけれども、そのうち幼稚園を利用しているのは246人で、7.69%の利用率でしたが、令和2年度においては4.77%となっております。

そのような現状を踏まえまして、八代市立幼稚園の在り方等について調査・審議するため、附属機関を設置するに当たり、条例を制定する必要があることが、本議案の提案理由でございます。

では、議案書138ページを御覧ください。

第1条に審議会設置の目的について、第2条に審議会の任務について示しております。審議会には、八代市教育委員会の諮問に応じ、八代市立幼稚園の規模適正化、運営の在り方等について調査・審議し、答申していただくこととなります。

第3条で、審議会の委員は、八代市立幼稚園後援会連絡協議会会長及び副会長、八代市市政協力員協議会会長及び副会長、八代市社会教育指導員、八代市立幼稚園園長会会長、私立幼稚園を代表する者、学識経験者のうちから10人以内としており、第3条第2項の各号に示した者の中から、その10名以内の委嘱または任命をいたします。

また、第3項では、関係者の意見を聞く必要が生じた場合は、特別委員を委嘱し、意見を求めることができるとしております。

第7条に示しておりますとおり、審議会の庶務は教育委員会学校教育課において処理することとしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（前川祥子君） この審議会、設置されて、中身をまとめるに当たっては、大体いつぐらいまでを想定して設置される予定でしょうか。そこは考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） この問題につきましては、慎重な審議が必要ということと考えております。ですから、今のところ、どこまでに答申というようなことは考えておりません。慎重に審議をする、審議会において審議していただきたいと思っております。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、いつまでというものが、期限がないということで、年々これだけ減っているという状況の中で、ここで設置して、答申を出したほうがいいんじゃない

ないかというところまで来ているのであるから、こういうふうになっていると思うんですね。やっぱり計画というものをある程度つくられたほうがいいんじゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（高嶋宏幸君）** その審議の状況に応じて、計画というか、最後の部分あたりもですね、作成していくことになると思います。また、これからということになると思います。

**○委員（前川祥子君）** そうしましたら、設置して、会議を開く中で、先が見えてくるような状況というものが出来上がったら、まとまるというふうに、ちょっと漠然とした話にも聞こえてきますが、そういうふうな捉え方でしょうか、今のところ。

**○教育部長（宮田 径君）** 今、課長のほうからお答えいたしましたように、この審議会の進行がどのような状況になっていくのかというのが、今見えないところだもんですから、そのようなお答え方をいたしましたけども、大まかな期間としては、おおむね、今から先ですね、1年前後をかけて審議ができて、結論が出ればいいなというところは、内々的には思っております。ただ、どういったふうに展開していくか分からないものですから、一応、先ほどのような、ちょっと曖昧な答えになりましたけども、そのようなお答えになったところです。一応大まかな目安としては、そのくらいを想定しているところでございます。

以上です。

**○委員（前川祥子君）** はい、分かりました。

**○委員長（西濱和博君）** いいですか。ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（西濱和博君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

**○委員（古嶋津義君）** 実は、私も子供2人、幼稚園に出させていただきましたので、幼児教育というものの大事さはしっかり分かっているつもりであります。特に、近年幼稚園・保育園の無償化ということで、今大変、幼稚園のほうに保育時間が短いもんですから、どうしても今、お母さん方が、共働きといいますか、そういう関係で、どうしても今保育園のほうに重点化をしつつある傾向があります。特に、全国的に見ても8割ぐらいますが、どうしても保育園に出したいという希望が多いそうであります。そういう中で、この幼稚園規模の適正化等の審議会等が設置をされるのだろうというふうに理解しております。ただ、私も保護者の方から拝聴しますと、やっぱり大分心配をしているということでもありますので、その辺のところにつきましては、審議の過程で、これからの幼稚園の在り方、統廃合も含めてのことになるろうかと思いますが、その辺のところは、在り方について、しっかりと検討をしていただいて、審議をしていただいて、結論を出していただきたいと思っております。

以上、意見として申し上げておきます。

**○委員長（西濱和博君）** ほかに意見ありませんか。

**○委員（前川祥子君）** 規模適正化ということが審議の中身でありますから、やはりそういった意味では、適正とは何かということ、それから、八代市立の幼稚園の、本当に在り方、特色、こういうものを、まずはしっかりと出していただいて、それでも、今の状況が必要であるのかどうかというところをですね、しっかり審議していただきたいと思います。ただただ、やみくもに意見聴取で、どちらにもまとまらないというようなことが、言い方は悪いですけど、だらだらと続くようなことは、決してないようにですね、毎年子供たちの数は減っておりますし、今後もさらに減り続けることは分かっている

ることありますので、ぜひそのところをです、あまり長い時間かけることなくやっただけならばというふうに思います。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決をいたします。

議案第97号・八代市立幼稚園規模適正化等審議会条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

○委員長（西濱和博君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

## ◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（西濱和博君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸

問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（亀田英雄君） 先般、議長から提案のあったことに関してはどげんしたつかいと思いますが。

○委員長（西濱和博君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

先日議長より、今、委員お話がありましたように、提案がありました内容、いわゆる八代市議会災害対策会議内における各部会活動については、本委員会の中で協議し、進めていく必要があります。また、各部会となる各委員会においても足並みをそろえる必要がありますので、まずは、正副委員長とで協議をし、開催時期等につきまして、改めて御連絡させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後0時24分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に

より署名する。

令和2年9月11日

文教福祉委員会

委員長